

多元史観による古代史論考

# 中国史料による日本古代史

「古田史学の会・東海」

林 伸禧



## まえがき

古代史を研究するに際し、多くは『三国志』、『隋書』及び『旧唐書』の中国の正史を参考にするが、これら以外の史書については、おおむね『三国志』等を参考として編纂されているので、あまり参考としないのが一般的である。

しかし、本稿では、中国史家が古代日本をどのように理解していたかを知るために、倭国とともに、日本国、琉球国、蝦夷国、文身国、大漢国、扶桑国、女国等に関する記事について、二十四史書を始め二十四史書以外の史書を含めて対象とし、これらの記事を史書毎に時代順に並べ年表・概況として整理した。

また、日本に関する直接の記事ではないが、改暦などの影響が大きい事項について記載するとともに、三正、中国史書による「神代系譜・天皇系譜」についても記載した。

中国史家は、倭（倭、日本）について、王朝の統治に影響していた場合に限って詳しく記述しており、たとえば、想定していなかった邪馬壹国が魏に朝貢してきたのは、魏の影響力が高まったからだとして、それを誇示するために『三国志』に記述している。また、『隋書』には、高句麗遠征に多大の影響があると思われた倭国について、さらに、『旧唐書』等には、白村江に勝利を得た以降、倭が中国の周辺の大国であるとして収集した情報を記述している。

これらの史書には、時期の異同を始め、『新唐書』列伝及び『宋史』列伝での「天皇系譜」の記事に異同があるほか「邪馬壹国」と「邪馬臺国」、「倭」と「倭」、「多利思北孤」と「多利思比孤」などの語句に異同があるので、これらについても比較対照できるように、整理した。

本稿を、中国側から見た古代日本を理解する参考書としていただければ幸いである。

（なお、引用著書・論文の著者名については、すべて敬称を省略させていただいた。）

# 目次

## まえがき

### I 作成

1 年表・概況	5
(1) 倭国（倭人、倭国）	5
(2) 倭国以外の国々（琉求國、蝦夷國、扶桑國等）	5

2 史料	5
------	---

3 日本関係記事	5
----------	---

4 その他の記事	5
----------	---

5 引用明細	6
--------	---

### II 留意事項

1 記事の採択	8
---------	---

(1) 『後漢書』	8
(2) 『太平御覧』	8

2 『旧唐書』・『新唐書』における年号記述の相異	9
--------------------------	---

3 記事の異同	12
---------	----

(1) 時期の異同	12
(2) 語句の異同	14
(3) 神代及び天皇系譜記事の異同	15

4 三正 …………… 20

III 参考事項 …………… 25

1 『三国志』魏書（倭人条）の周辺国の国名 …………… 25  
 (1) 「奴」は「大」 …………… 25

2 倭の五王 …………… 26

(1) 系譜 …………… 26  
 (2) 中国から除正された官職及び遣使派遣状況 …………… 27  
 (3) 倭武王以後の中国との通交 …………… 27  
 (4) 倭の五王と『日本書紀』天皇の比定 …………… 36

3 『梁書』における文身國等の所在地 …………… 31

(1) 文身國等の位置 …………… 31  
 (2) 大漢國の「大」 …………… 32

4 扶桑國の所在地 …………… 33

(1) いき一郎説 …………… 33  
 (2) 中小路俊逸説 …………… 34

5 『隋書』倭国伝の冠位十二階 …………… 35

6 『隋書』倭国伝での裴世清の来倭 …………… 36

(1) 『日本書紀』での記事 …………… 36  
 (2) 裴世清の来日 …………… 36

IV 倭国等の年表・概況 …………… 別冊



# I 作成

## 1 年表・概況

中国史料から、持統・文武天皇期までの日本に関する記事を抜き出して「年表・概況」として整理し、別冊「倭国等の年表・概況」を作成した。

### (1) 倭国（倭人、倭国）

倭国年表と倭国概況を作成した。

年表は、史料を「二十四史書（『漢書』～『旧唐書』及び『宋史』）」と「二十四史書以外の史料」とに分け、各々年表を作成した。

「倭国概況」については、年表以外の記事を史書ごとにとりまとめた。

### (2) 倭国以外の国々（琉球國、蝦夷國、扶桑國等）

倭国と同様にまとめた。

## 2 史料

次の史料により倭国（倭、倭人、倭国、唐時代の一部では日本）について作成した。

### ① 二十四史書

- ・台湾商務館版百衲本二十四史
- ・中華書局版二十四史
- ・中国南北朝時代の史書の内、『陳書』、『魏書』、『北齊書』及び『周書』は日本に関する記事が記載されていない。

### ② 二十四史書以外の史料

- ・『通典』（中華書局版、商務印書館『萬有文庫十通本』重新景印）

## 3 日本関係記事

### ③ その他（朝鮮史料）

『三国史記』（六興出版、昭和五五年十二月）

① 百衲本二十四史書には句読点等が記述されていないが、中華書局版二十四史書を参考にして、適宜、空白等を用いて記載した。

### ② 『晋書』では

- ・東夷○○国朝献、来献、朝貢
  - ・東夷○○国内附
  - ・東夷○○国帰化
- など、具体的な国名が記述されていないが、この東夷に倭国が含まれている可能性があるため、掲載した。
- ③ 倭国に関する帝紀及び列伝（倭国、倭、倭人、倭国、日本）の外に、韓伝・琉球国伝等に倭国についての記述があれば掲載し、引用列伝を明示した。

## 4 その他の記事

- ① 古代日本に多大な影響を与えたと思われる事項の記事を掲載した。その事項は、表1「日本記事以外の追加事項」とおりである。
- ② 『三國史記』百濟本記第五(武王)には、隋の裴世清が百濟の南路を通じて倭国に行ったとの記事が記述されていたので、掲載した。

表1 日本記事以外の追加事項

事	項		西	曆	国号	皇帝
	改曆	景初曆				
夏正以外の曆	周正	殷正	六六五	四四五	魏	明帝
白村江の戦い	滅亡(百濟王捕虜)	皇帝を「天皇」に変更	七六一	七六二	唐	高宗
周正	殷正	六九〇	七〇〇	周	武則皇后	
						二二七
唐	高宗	唐	高宗	唐	高宗	
						唐

- ※ ・夏正…現在使用している曆。一月を正月としている。
- ・殷正…現在の十二月を正月として、一ヶ月繰り上げている曆
- ・周正…現在の十一月を正月として、二ヶ月繰り上げている曆

5 引用明細

中国史料から引用した記事の目次及びは著者・成立時期は、表2「日本関係記事が記述されている史料等」とおりである。

表2 日本関係記事が記述されている史料等

史書	目次		巻数	著者
	列伝	帝紀		
漢書	地理志八下・燕地	王莽伝 中・下	二八下	後漢 班固
後漢書	光武帝紀 孝安帝紀	東夷(前文・扶余国・倭)	五 一下	南宋 范曄
三国志・魏書	明帝紀 三少帝紀・齊王	烏丸鮮卑東夷(韓・倭人)	十八	晋 陳寿
晋書	高祖宣帝(西晋) 世祖武帝(〃) 孝惠帝(〃) 孝武帝(〃) 安帝(東晋)	四夷(倭人)	十九 四三一	唐 房玄齡 他
宋書	文帝 孝武帝 順帝	本紀	十六 五	梁 沈約

本紀	旧唐書		北史		南史			隋書		梁書		南齊書	
	列伝	本紀	列伝	隋本紀	列伝	梁本紀	宋本紀	列伝	帝紀	列伝	本紀	列伝	列伝
高宗皇帝 則天順聖武皇后	東夷(倭国、日本国)	高宗(上・下) 則天皇后 肅宗	琉求国、倭国	煬帝	東夷(倭国、文身国、大漢国、扶桑国) ※倭国(朱儒国・裸国・黑齒国・海人)	高祖武帝 順帝、世祖孝武帝、高祖武帝	高祖武帝、太祖文帝、世祖孝武帝、順帝、高祖武帝	東夷(琉求国、倭国)	煬帝	諸夷(東夷・倭、文身国・大漢国、扶桑国、女国) ※倭者(朱儒国、裸国、黑齒国・海人)	武帝	東南夷(倭国)	夷蛮(倭国)
四三	一九九上	十六四、五	九四	十二	七九	六一三二一	八一	三	五十	二	五八	九七	
宋	劉昫 後晉	唐 李延寿 他	唐 李延寿 他	唐 李延寿 他	唐 李延寿 他	唐 長孫無忌	唐 姚思廉 他	梁 蕭子顯					

論衡	資治通鑑	冊府元龜			太平御覽	唐會要	通典	宋史	新唐書								
	隋紀 唐紀	外臣部			奉仕部		邊防 (東夷)	列伝	列伝								
異虚 儒增 恢国	十七	狀貌、慢悖	褒異	朝貢	繼襲	封冊	官號	士風	國邑	種族	絕域 失指	倭、日本、蝦夷国、文身、大漢、琉球	倭国 蝦夷国、日本	琉求 倭、蝦夷	外国(琉球国、日本国)	東夷(日本)	肅宗皇帝
二八 二六 五八	一八二 二〇一	九九七 九七四 九六八・九七〇	九六六	九六三	九六二	九五九	九五七	九五六	九五七	九五六	六六二 六六四	七八二 七八四	一〇九 一〇〇	一八五 一八六	四九一	二二〇	六
後漢 王充													唐 杜佑	元 脱脱 他			歐陽修 他

## II 留意事項

### 1 記事の採択

#### (1) 『後漢書』

『後漢書』烏桓鮮卑列伝（鮮卑）では、

光和元年 冬

種衆日多 田畜射獵不足給食 檀石槐乃自徇 行見烏侯秦水廣從數百里

水停不流 從音子用 反其中有魚 不能得之 聞倭人善網捕 於是東擊倭人國

得千餘家 徙置秦水上 令捕魚以助糧食

と、倭人として記述されているが、次の理由により掲載しなかった。

・中華書局版『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷（鮮卑）での注書き

魏書曰……鮮卑種衆日多 田畜射獵 不足給食 後檀石槐乃案行烏秦水 廣表數百里 不流中有魚 而

能得 聞汗人善捕魚 於檀石槐東擊汗國 得千餘家 徙置烏侯秦水上 使捕魚以助糧……」

では、「汗」としている。また、『後漢書』は『三国志』成立以後に作成されているので、『後漢書』の著者范曄は「汗」を「倭」に改めたと思われる。

※『魏書』：『三国志』以前に王沈が書いた三国時代・魏の歴史書。現存せず、

『三国志』の注釈の中に断片的に残されているだけである。

・『冊府元龜』外臣部（強盛）では

靈帝 光和初

鮮卑種衆日多 田畜射獵不足給食 檀石槐乃自徇 行見烏集鳳水廣數百里

水停不流 其中有魚 不能得之 聞倭人善網捕 於是東擊倭人國 得千餘

家 徙置秦水上 令捕魚以助糧食

と、「倭人」ではなく「倭人」としている。

・『三国志集解』魏書 烏丸鮮卑東夷（鮮卑）の著者盧弼は、注書きで

淳不流中有魚而不能得聞汗人善捕名魚於是東擊汗國 范書汗作倭 惠棟曰汗當

作汗與倭同音 魏志云倭人好捕魚鰓水無淺深皆沈沒取之 丁謙曰汗人國指朝鮮南境馬韓辰韓弁韓等部

范氏改爲倭人謬甚倭今日本遠隔重洋石槐雖強非所能至安得伐之弼 按丁氏謂汗人非倭人誠是然指汗國  
爲朝鮮南境亦無據

と、「倭人」は誤りであるとしている。

※『三国志集解』：盧弼（中国）著、古籍出版社、1981年。復刻版…中華書局、

一九八二年十二月

#### (2) 『太平御覽』

二十四史書の引用と記述しながら、引用史書と異なる記事がある。その状況は次のとおりである。

##### ① 倭

・後漢書曰 倭在韓東南大海中 依山島為居 凡百餘國 武帝滅朝鮮 使驛通於

漢者三十許國

倭王居邪馬臺國 樂浪郡徼去其國萬二千里 其地大較在會稽東冶 與朱崖・

儋耳相近

表題は「倭国」ではなく、「倭」である。また、この文章のみ「倭」で、それ以後の文章では「倭」としている。

##### ② 景初三年

魏志曰……

景初三年 公孫淵死 倭女王遣大夫難升米等言帶方郡 求詣天子朝見  
と記述しているが、『三国志』では景初二年である。

##### ③ その他

唐書曰……

『唐書』とは『旧唐書』からの引用である。

## 2 『旧唐書』・『新唐書』における年号記述相異

年号の記述方法が次のように異なり、年号記述の異同が存在するので、留意する必要がある。

- ① 『旧唐書』  
改元を行ったその時点で、改元した年号を記述している。
- ② 『新唐書』  
・ 改元を行った歳の正月に遡って改元した年号を記述している。  
・ また、同一年内に二回以上改元を行った場合には、最も新しい改元した年号で記述している。
- ③ 具体的な事例は、表3 『旧唐書』・『新唐書』における同内容記事の年号相異事例」のとおりである。
- ④ 則天皇后は頻繁に改元している。その改元状況は、表4 「周・則天皇后による改元状況」を参照されたい。

表3 『旧唐書』・『新唐書』における同内容記事の年号相異事例

項目	旧唐書	新唐書
周正の改廢 (夏正↓周正)	載初元年春正月…… 依周制建子月為正月 改「永昌元年十一月為 載初元年正月 十二月為臘月」 改「舊正月為一月」	天授元年正月庚辰…… 改元曰 「載初以十一月為正月 十二月為臘月 來歲正月為一月」
(夏正に復歸)	聖曆三年冬十月甲寅 復舊正朔 改「一月為正月 仍以為歲首正月 依舊為十一月」	久視元年十月甲寅 復唐正月
自称の変更 (皇帝↓天皇)	咸亨五年秋八月壬辰 皇帝稱 <b>天皇</b> 皇后稱天后 改咸亨五年為上元元年	上元元年八月壬辰 皇帝稱天皇 皇后稱天后
(皇帝に復歸)	垂拱二年春正月 皇太后下詔復政于皇帝	(※記述なし)

※改元順序

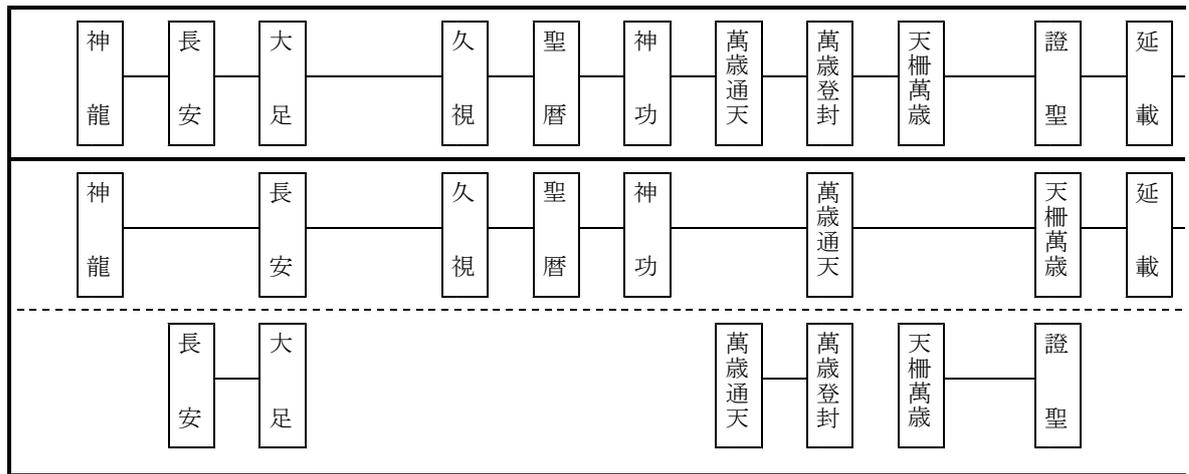
- ・ 永昌↓載初↓天授
- ・ 聖曆↓久視
- ・ 咸亨↓上元

表4 周・則天皇后による改元状況

旧唐書		新唐書	
記述年号	改元記事のみ	記述年号	改元記事のみ
弘道	弘道	弘道	弘道
嗣聖	嗣聖	嗣聖	嗣聖
文明	文明	文明	文明
光宅	光宅	光宅	光宅
垂拱	垂拱	垂拱	垂拱
永昌	永昌	永昌	永昌
載初	載初	載初	載初
天授	天授	天授	天授
如意	如意	如意	如意
長壽	長壽	長壽	長壽

西曆		和曆		旧唐書		新唐書		唐会要	
年号	年号	年号	年号	改元記事	年号	改元記事	年号	改元記事	改元記事
天武	天武	弘道	弘道	弘道元年十二月	弘道	弘道元年十二月	弘道	弘道元年十二月	永淳二年十二月四日 改爲弘道元年
持統	持統	垂拱	垂拱	垂拱元年春正月 以敬業平 大赦天下 改元	垂拱	垂拱元年 正月丁未 大赦 改元	垂拱	垂拱元年 正月丁未 大赦 改元	垂拱五年正月一日 改爲永昌
三	三	永昌	永昌	永昌元年春正月 神皇親享明堂 大赦天下 改元	永昌	永昌元年 正月乙卯 享于萬象神宮 大赦 改元 賜酺七日	永昌	永昌元年 正月乙卯 享于萬象神宮 大赦 改元 賜酺七日	永昌五年十一月一日 改爲載初 ※五年↓元年？
四	四	天授	天授	天授元年九月九日壬午 革唐命 改國號爲周 改元爲天授 大赦天下 賜酺七日	天授	天授元年 九月壬午 改元 賜酺七日 改元 賜酺七日	天授	天授元年 九月壬午 改元 賜酺七日 改元 賜酺七日	載初元年九月九日 稱周 改爲天授
六	六	如意	如意	如意元年四月 大赦天下 改元爲如意 禁斷天下屠殺	如意	如意元年 四月丙申朔 日有食之 大赦 改元如意	如意	如意元年 四月丙申朔 日有食之 大赦 改元如意	天授三年 四月四日 改爲如意
六	六	長壽	長壽	長壽元年九月 大赦天下 改元爲長壽	長壽	長壽元年 九月庚子 大赦 改元	長壽	長壽元年 九月庚子 大赦 改元	如意元年九月九日 改爲長壽
六四	六四	嗣聖	嗣聖	嗣聖元年春正月甲申朔 改元	光宅	光宅元年 正月癸未 改元 嗣聖	光宅	光宅元年 正月癸未 改元 嗣聖	※(弘道二年正月) ↓嗣聖元年正月
六三	六三	弘道	弘道	弘道元年十二月	弘道	弘道元年十二月	弘道	弘道元年十二月	永淳二年十二月四日 改爲弘道元年
六二	六二	如意	如意	如意元年四月	如意	如意元年四月	如意	如意元年四月	天授三年 四月四日 改爲如意
六一	六一	天授	天授	天授元年九月九日壬午	天授	天授元年九月九日壬午	天授	天授元年九月九日壬午	載初元年九月九日 稱周 改爲天授



七五	七二	七〇	六九	六六	六五	六四				
慶雲	大寶		文武							
二	元	四	元	十	九	八				
神龍	長安	大足	久視	聖曆	神功	萬歲通天	萬歲登封	天冊萬歲	證聖	延載
復國號依舊為唐 (神龍元年)二月甲寅 大赦改元 神龍元年春正月 幸京師 大赦天下 改元為長安	冬十月 大赦天下 改元為長安	大足元年春正月 制改元	(久視元年)十月甲寅 復舊正朔改一月為正月仍以為歲首 正月依舊為十一月 大赦天下	(聖曆三年)五月癸丑 上以所疾康復 大赦天下 改元為久視	親享明堂 大赦天下 聖曆元年正月 改元 大齋九日 親享明堂 大赦天下 改元為神功 大齋七日	夏四月 親享明堂 大赦天下 改元為萬歲通天 大齋七日	萬歲登封元年臘月甲申 上登封于嵩嶽 大赦天下	秋九月... 大赦天下 改元為天冊萬歲... 大齋九日	證聖元年春一月 上加尊號曰慈氏越古金輪聖神皇帝 大赦天下改元 大齋七日 ※一月↓正月(校勘記)	(如意三年)五月 ... 大赦天下 改元為延載 大齋七
神龍	長安	久視	聖曆	神功	萬歲通天	萬歲登封	天冊萬歲	證聖	延載	
復國號唐 (神龍元年)二月甲寅 神龍元年正月甲辰 皇太子監國 大赦改元	(長安元年)十月辛酉 大赦改元	長安元年正月丁丑 改元大足	(久視元年)十月甲寅 復唐正月 (※周正↓夏正)	(久視元年)五月癸丑 大赦改元	聖曆元年正月甲子 大赦改元 賜齋九日 (※夏...十一月)	(神功元年)九月壬寅 大赦改元 賜齋七日	(萬歲通天元年)三月丁巳 復作明堂 改曰通天宮 大赦 改元 賜齋七日	(天冊萬歲)元年九月甲寅 ... 大赦 改元 賜齋九日	天冊萬歲元年 正月辛巳 加號慈氏越古金輪聖神皇帝 改元證聖 (※夏...十一月)	(延載元年)五月甲午 ... 大赦 改元 賜齋七日
長安五年正月一日 改為神龍	大足元年十月二十三日 改為長安	久視二年正月五日 改為大足	聖曆三年五月五日 改為久視	神功二年正月一日 改為聖曆	萬歲通天二年九月九日 改為神功	萬歲登封元年四月一日 改為萬歲通天	天冊萬歲二年臘月 改為萬歲登封	證聖元年九月二十九日 改為天冊萬歲	延載二年三月一日 改為證聖 ※三月↓一月↓正月?	長壽三年五月十日 改為延載

3 記事の異同

(1) 時期の異同

同内容の記事が、史料によって日時が異なる。その状況は、表5のとおりである。

表5・1 卑彌呼の魏への遣使（景初二年、三年、五年）

項目	史	書	記	事
景初二年 (二三八)	三国志 ・魏書	列伝	景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都其年十二月詔書報倭女王曰「制詔親魏倭王卑彌呼……」	
景初三年	梁書	列伝	景初三年公孫文懿誅後卑彌呼始遣使朝貢魏	
	冊府元龜 (外臣部)	封冊・朝貢	景初二年六月倭王遣大夫難升米等詣帶方郡求詣天子朝獻	
	通典	邊防	景初二年司馬宣王之平公孫氏也倭女王始遣大夫詣京都貢獻魏以為親魏倭王假金印紫綬	
	晋書	列伝	宣帝之平公孫氏也其女王遣使至帶方朝見其後貢聘不絶	
			※宣帝(司馬懿↓晋の初代皇帝)	
			景初二年倭女王遣大夫難升米牛利等朝獻	

時期	史	書	記	事
景初五年 (二四一)	北史	列伝	景初五年公孫文懿誅後卑彌呼始遣使朝貢魏主假金印紫綬	
	太平御覽	四夷部	魏志曰……	
			景初三年公孫淵死倭女王遣大夫難升米等言帶方郡求詣天子朝見 ※「倭」として記述	

※ 『日本書紀』では、神功皇后摂政三十九年条に細字で「景初三年」と記述されている。

表5・2 白村江の戦い（龍朔二、三年）

時期	史	書	記	事
龍朔二年 (六六一)	旧唐書	列伝	(東夷 百濟伝) (龍朔)二年七月……	
	新唐書	列伝	仁軌遇扶余豐之衆于白江之口 四戰皆捷 焚其舟四百艘 賊衆大潰 扶余豐脫身而走 偽王子扶余忠勝 忠志等率士女及倭衆並降	
	三国史記	百濟本記	(東夷 百濟伝) (龍朔)二年七月……	
			豐衆屯白江口 四遇皆克 火四百艘 豐走不知所 在偽王子扶余忠勝 忠志率殘衆及倭人請命 諸城皆復 仁願勒軍還 留仁軌代守。	
			(義慈王) (龍朔)二年七月……	

龍朔三年 (六六三)	新唐書	帝紀	孫仁師及百濟戰于白江 敗之	遇倭人白江口 四戰皆克 焚其舟四百艘 煙炎灼天 海水為丹
	資治通鑑	唐紀	(龍朔三年) 九月 戊午 …… 遇倭兵於白江口 四戰皆捷 焚其舟四百艘 煙炎灼天 海水皆赤	
	三国史記	新羅本記	至龍朔三年…… 此時倭國船兵 來助百濟 倭船 千艘 停在白沙 百濟精騎岸上守船	
時期記述 なし	旧唐書	列伝	(劉仁軌) 仁軌遇倭兵於白江之口，四戰捷，焚其舟四百艘，煙焰漲天，海水皆赤，賊眾大潰。餘豐脫身而走，獲其寶劍。偽王子扶餘忠勝、忠誌等，率士女及倭眾並耽羅國使，一時並降	
	新唐書	列伝	(劉仁軌) 遇倭人白江口 四戰皆克 焚四百艘 海水為丹 扶余豐脫身走 獲其寶劍 偽王子扶余忠勝 忠志 等率其眾與倭人降 獨曾帥遲受信據任存城未下	

※一 『日本書紀』では、白村江の敗北を天智二年（六六三年）としている。

二 青木英利著「白村江の会戦の年代の違いを検討する」

〔古田史学会報〕一〇二号、二〇一二年二月 参照

表5・3 粟田真人の来貢方物（長安元、二、三年）

時期	史書	記事
長安元年 (七〇一)	新唐書 列伝	長安元年 其王文武立 改元曰太寶 遣朝臣真人粟田 貢方物
	宋史 列伝	(王年代記) 次文武天皇 大寶三年 當長安元年 遣粟田真人 入唐求書籍 律師道慈 求經
長安二年 (七〇二)	宋史 列伝	長安二年 其朝臣真人 貢方物
	通典 邊防	長安二年 遣其大臣朝臣真人 貢方物
	唐會要 日本国	長安二年 遣其大臣朝臣真人 貢方物
長安三年 (七〇三)	旧唐書 列伝	長安三年 其大臣朝臣真人 來貢方物
	太平御覽 四夷部	唐書曰…… 長安三年 其大臣朝臣真人 來貢方物
	冊府元龜 朝貢	長安三年十月 日本国遣使 其大臣朝臣真人 貢方物

※一 粟田朝臣真人…『続日本紀』では、大宝元年（七〇一年）正月に遣唐使に任命さ

れ、同年風浪暴険のため出航できず、同二年六月出航し、慶雲元年（七〇四年）七月帰国した。

二 杉本直治郎著『阿部仲麻呂伝研究―朝衡伝考―』（育芳社、一九四〇年）参照

(2) 語句の異同

次の語句に異同がある。そして、記述されている史料は、表6のとおりである。

- ① 「邪馬壹国」と「邪馬臺国」
  - ② 「倭彌呼」と「卑彌呼」
  - ③ 「壹與」と「臺與」
  - ④ 「倭国」と「倭国」
  - ⑤ 「多利思北孤」と「多利思比孤」
- また、この語句を強調するため、年表上の語句を強調文字とした。

表6・1 「邪馬壹国」と「邪馬臺国」

邪馬壹国		三国志・魏書 烏丸鮮卑東夷伝(倭人)			
邪馬臺国		後漢書	東夷列伝(倭)	梁書	列伝・東夷(倭)
		隋書	列伝・東夷(倭国)	北史	列伝・倭国

表6・2 「倭彌呼」と「卑彌呼」

倭彌呼		三国志・魏書 三少帝紀(斎王)	後漢書	東夷列伝(倭)
冊府元龜		外臣部(朝貢)	三国志・魏書	烏丸鮮卑東夷伝(倭人)
冊府元龜	通典	邊防	晋書	列伝・東夷(倭人)
冊府元龜	北史	列伝・倭国	梁書	列伝・東夷(倭)
冊府元龜	隋書	列伝・東夷(倭国)	晋書	列伝・東夷(倭人)
冊府元龜	北史	列伝・倭国	梁書	列伝・東夷(倭)
冊府元龜	通典	邊防	隋書	列伝・東夷(倭国)
冊府元龜	冊府元龜	外臣部(封冊、繼襲)	三国志・魏書	烏丸鮮卑東夷伝(倭人)

※古田武彦著『倭彌呼』(ミネルヴァ書房、二〇一一年九月)参照

表6・3 「壹與」と「臺與」

壹與(一與)		三国志・魏書 烏丸鮮卑東夷伝(倭人)	梁書	列伝・東夷(倭)
冊府元龜		外臣部(朝貢)	北史	列伝・倭国
冊府元龜	冊府元龜	外臣部(繼襲)	梁書	列伝・東夷(倭)

表6・4 「倭国」と「倭国」

		倭		倭	
隋書	志・音楽 列伝・東夷 (倭国、百濟、琉求国)	後漢書	光武帝紀・孝安帝紀 東夷列伝(倭、韓)	晉書	列伝・東夷(倭人)
北史	列伝(倭国、百濟)	宋書	列伝・夷蛮(倭国)	南齊書	列伝・東南夷(倭国)
太平御覽	四夷部(東夷)	梁書	本紀(武帝) 列伝・東夷(倭、百濟)	隋書	帝紀・煬帝
		南史	宋本紀・梁本紀 列伝・東夷(百濟、倭国)	北史	隋本紀
		旧唐書	列伝・東夷(倭国、日本)	新唐書	列伝・東夷(日本、百濟)
		通典	邊防	太平御覽	四夷部(東夷)
		冊府元龜	外臣部(封冊)		

※中華書局版『隋書』百濟伝の「校勘記」で、倭を倭に校訂。  
其人雜有新羅高麗倭等…

「倭」原作「倭」、按古從「委」和從「妥」的宇、有時可以通用。如「倭」或作「委」、「倭」或作「綏」。「倭」應是「倭」字的別體。  
本書煬帝紀上作「倭」。本卷和地他處作「倭」者、今一律改爲「倭」。

表6・5 「多利思北孤」と「多利思比孤」

多利思北孤		多利思比孤	
隋書	列伝・東夷(倭国)	北史	列伝・倭国
		新唐書	列伝・東夷(日本)
		宋史	列伝・外国(日本国)
		冊府元龜	外臣部(繼襲)

※中華書局版『隋書』倭国伝の「校勘記」で、北を比に校訂。

多利思比孤…

「比」原作「北」、據北史倭国傳、通鑑大業四年改。下同。

### (3) 神代及び天皇系譜記事の異同

『新唐書』列伝及び『宋史』による神代及び天皇の系譜が記述されているので、表7「中国史書による『神代系譜』及び「中国史書による『天皇系譜』」を作成したが、『日本書紀』と比較して異同がある。その状況は次のとおりである。

①神代紀における居住地

『宋史』日本伝の「王年代記」神代紀では神々の居住地を「筑紫日向宮」としているが、『日本書紀』にはそのような記述はない。

なお、三善清行が、醍醐天皇に改元の必要を建議した上奏文『革命勘文』に、

**神倭磐余彦天皇從筑紫日向宮 親帥船師 東征誅滅諸賊**

と、神武天皇は「筑紫日向宮」から出立している。なお、『新唐書』では、神々の居住地は「筑紫城」としている。

②神武天皇条

『宋史』日本伝の「王年代記」では、神武天皇の即位を「元年甲寅（前六六七年）當周僖王時」と記述しているが、『日本書紀』では、「辛酉年（前六六〇年、周恵王一七年）である。

③欽明天皇条

『新唐書』では、「欽明之十一年直梁承聖元年」と記述しているが、欽明十一年は五五〇年であり、承聖元年は五五二年にあたり、二年のずれが生じている。

また、『宋史』では、「即位十一年壬申歲 始傳佛法於百濟國 當此土梁承聖元年」と記述しているが、欽明十一年（五五〇）は庚午年である。壬申年は、欽明十三年（五五二）であり、二年のずれが生じている。

なお、承聖元年は五五二年であり、『日本書紀』に「欽明十三年）冬十月 百濟聖明王 更名 聖王 遣西部姬氏達率怒喇斯致契等 獻釋迦佛金銅像一軀 幡蓋若干 經論若干卷 別表」と記述されているので、欽明十三年壬申と校訂すべきと思われる。

④用明天皇条

『新唐書』では、「直 隋開皇末 始與中國通」と記述している。

用明天皇の在位は、開皇六・七年（五八六・五八七）である。

また、開皇年号は廿年間（五八一〜六〇〇年）であり、開皇廿年は推古八年に当たるので、推古天皇の記事である。

なお、『隋書』文帝紀に「開皇二十年 倭王 姓阿每 字多利思北孤 號阿輩雞彌 遣使詣闕」と記述がある。

⑤皇極天皇条

『新唐書』では、「太宗貞觀五年」と記述しているが、貞觀五年（六三一年）は舒明三年にあたる。故に、太宗以下の記事は前代の舒明天皇の記事として記述されるべきものと思われる。

孝徳天皇条

『新唐書』では、「永徽初其王孝徳即位改元曰白雉」と記述しているが、孝徳即位は大化元年（六四五年、貞觀十九年）である。

なお、「獻 琥珀大如斗・碼碯若五升器」は永徽五年（六五四年、白雉五年）にあたり、孝徳天皇が献上したと思われる。

『宋史』での白雉四年（六五三）は永徽四年である。

⑦天智天皇条

『新唐書』では、「子天智立 明年使者與蝦蟇人偕朝」と記述しているが、蝦蟇が入朝したのは、『通典・唐会要・冊府元龜』よれば、顯慶四年（六五九年、斉明五年）である。

斉明天皇記事では、顯慶三年に、「僧智通等入唐」があり、顯慶三年の明年に「使者與蝦蟇人偕朝」と整合がとれ、斉明天皇の記事である。

また、『日本書紀』斉明五年条に蝦夷と共に入朝した記事がある。

⑧持統天皇条

『新唐書』では、「咸亨元年 遣使賀平高麗」と記述しているが、咸亨元年は六七〇年（天智十年）である。

高句麗が唐により滅亡したのは、総章元年（六六八年、天智八年）である。

ゆえに、この記事は、天智天皇の記事である。

※『新唐書』（本紀第三 高宗

〈総章元年〉 九月癸巳 李勣敗高麗王高藏 執之

十二月丁巳 俘高藏以獻

表7・1 中国史書による「神代系譜」

新唐書	宋史	日本書紀	古事記
其王姓阿每氏 自言 初主號 天御中主 至彥瀲 凡三十二世 皆以尊爲號 居筑紫城	一 初主號天御中主 二 天村雲尊 三 天八重雲尊 四 天彌聞尊 五 天忍勝尊 六 瞻波尊 七 萬魂尊 八 利利魂尊 九 国狭槌尊 十 角襲魂尊 十一 汲津丹尊 十二 面垂見尊 十三 国常立尊	◎天神七代 国常立尊 国狭槌尊 豊斟淳尊	◎別天神五柱 天之御中主神 高御産巢日神 神産巢日神 宇摩志 阿斯訶備比古遲神 天之常立神
二十三世 ↓ ※三十二世			◎神世七代 国之常立神 豊雲野神。 宇比地邇上神 妹須比智邇去神 つのかひ 杵神

古	天鑑尊	おもだる 面足尊	妹活杵神
五	天萬尊	いざなぎ 伊弉諾尊	意富斗能地神 妹大斗乃辨神
六	沫名杵尊		妹阿夜上訶志古泥神 於母陀流神
七	伊弉諾尊		伊邪那岐神 伊邪那美神
八	素戔嗚尊	◎地神五代	天照大御神
九	天照大神尊	あまてらすおほみかみ 天照大神尊	天照大神尊
十	正哉吾勝速日天 押穗耳尊	まさかあかつちはやひ 正哉吾勝速日天 あまのおしほみみ 天忍穗耳尊	まさかつあかつち 正勝吾勝リ速日 あめのおしほみみ 天忍穗耳命
十一	天彦尊	あまつひこほのくにぎ 天津彦彦火瓊瓊杵尊	あまつひこほのくにぎ 天津日高日子 番能迹リ藝能命
十二	炎尊	ひこほほでみ 彦火火出見尊	あまつひこほのくにぎ 天津日高日子 穂リ手見命
十三	彦瀲尊	ひこなぎさたけうがやふきあへず 彦波瀲武鸕草葺不合尊	あまつひこほのくにぎ 天津日高日子 波限建鸕草葺不合命
以上凡二十三世			
竝	都於筑紫日向宮		

※一 宋史（列伝・王年代記）…日本国僧侶裔。然が、雍熙元（989）年に宋・太宗に献上した年代記。  
 二 齋然…天慶元（939）年。長和五（1026）年。平安時代中期の東大寺の僧。俗姓は秦氏。京都の出身。法濟大師とも号される。中国語は話せかつた。

表7・2 中国史書による「天皇系譜」

天皇	新唐書	宋史
神武	彦瀲子神武立 更以天皇爲號徙治大和州	彦瀲第四子號神武天皇 自筑紫宮入居 大和州橿原宮即位 元年甲寅當周僖王時也 ※甲寅・前六六七年
綏靖	次 綏靖	次 綏靖天皇
安寧	次 安寧	次 安寧天皇
懿德	次 懿德	次 懿德天皇
孝昭	次 孝昭	次 孝昭天皇
孝安	次 孝安	次 孝安天皇
孝靈	次 孝靈	次 孝靈天皇
孝元	次 孝元	次 孝元天皇
開化	次 開化	次 開化天皇
崇神	次 崇神	次 崇神天皇
垂仁	次 垂仁	次 垂仁天皇
景行	次 景行	次 景行天皇
成務	次 成務	次 成務天皇
仲哀	次 仲哀	次 仲哀天皇 國人言 今爲鎮國香椎大神

※誤りは側注で訂正した。

神功	仲哀死 以開化曾孫女 神功爲王	次 神功天皇 開化天皇之曾孫女 又謂之息長足姬天皇 國人言 今爲太奈良姬大神
應神	次 應神	次 應神天皇 甲辰歲 始於百濟得中國文字 今號八蕃菩薩 有大臣紀武內年三百七歲 ※甲辰歲・二八四年
仁德	次 仁德	次 仁德天皇
履中	次 履中	次 履中天皇
反正	次 反正	次 反正天皇
允恭	次 允恭	次 允恭天皇
安康	次 安康	次 安康天皇
雄略	次 雄略	次 雄略天皇
清寧	次 清寧	次 清寧天皇
顯宗	次 顯宗	次 顯宗天皇
仁賢	次 仁賢	次 仁賢天皇
武烈	次 武烈	次 武烈天皇
繼體	次 繼體	次 繼體天皇
安閑	次 安閑	次 安閑天皇
宣化	次 宣化	次 宣化天皇
欽明	次 欽明	次 天國排開廣庭天皇 亦名欽明天皇

<p>孝德</p> <p>永徽初其王孝德即位改元曰白雉 獻琥珀大如斗・碼瑙若五升器 時新羅爲高麗・百濟所暴 高宗賜璽書令出兵援新羅</p>	<p>皇極</p> <p>次 皇極 其俗 椎髻無冠帶 跣以行 幅巾蔽後 貴者冒錦 婦人衣純色裙・長腰襦 結髮于後 至煬帝 賜其氏錦綫冠 飾以金玉 文布爲衣 左右佩銀釵長八寸 以多少明貴賤 太宗貞觀五年 遣使者入朝 帝矜其遠 詔有司毋拘歲貢 遣新州刺史高仁表往諭 與王爭禮不平 不肯宣天子命而還 久之 更附新羅使者上書 ※皇極・六四二〜六四五年 貞觀五年・六三一年(舒明三年)</p>	<p>舒明</p> <p>次 舒明</p>	<p>推古</p> <p>次 推古 崇峻死 欽明之孫女雄古立</p>	<p>崇峻</p> <p>次 崇峻</p>	<p>用明</p> <p>次 用明 亦曰目多利思比孤 直 隋開皇末 始與中國通 ※用明天皇・開皇六・七年 (五八六・五八七) 開皇年号・廿年間 (五八一〜六〇〇)</p>	<p>敏達</p> <p>次 敏達</p>	<p>欽明之十一年直梁承聖元年 ※欽明十一年(五五〇) 承聖元年・五五二年</p>	<p>即位十一年壬申歲 始傳佛法於百濟國 當此土梁承聖元年 ※紀・即位十一年庚午、十三年壬申</p>
<p>次 孝德天皇 白雉四年律師道照求法至中國 從三藏僧玄奘受經律論 當此土唐永徽四年也</p>	<p>次 皇極天皇</p>	<p>次 舒明天皇</p>	<p>次 推古天皇 欽明天皇之女也</p>	<p>次 崇峻天皇</p>	<p>次 用明天皇 有子曰聖德太子 年三歲聞十人語同時解之 七歲悟佛法 于菩提寺講聖經 經天雨曼陀羅華 當土隋開皇中遣使泛海至中國求法華經</p>	<p>次 敏達天皇</p>		

<p>齊明</p> <p>次 齊明</p>	<p>天智</p> <p>死 子天智立 明年使者與蝦蟇人偕朝 蝦蟇亦居海島中 其使者鬢長四尺 許珥箭於首 令人戴瓠立數十步 射無不中 ※蝦蟇入朝・顯慶四年(六五九、齊明五年) 《通典・唐云要・冊府元龜》よる</p>	<p>天武</p> <p>次 天武</p>	<p>天武</p> <p>次 天武天皇</p>	<p>天智</p> <p>次 天智天皇</p>	<p>齊明</p> <p>次 天智天皇 天智財重日足姬天皇 令僧智通等入唐 求大乘法相教 當顯慶三年 ※顯慶三年(六五八)・齊明四年</p>	<p>※獻琥珀等・永徽五年(六五四、白雉五年)</p>	<p>※白雉四年(六五三)・永徽四年</p>
	<p>死 子總持立 咸亨元年遣使賀平高麗 後稍習夏音 悉倭名更號 日本使者自言「國近日所出以爲名 或云日本乃小國爲倭所并故冒其號」 使者不以情 故疑焉又妄夸 其國都方數千里 南西盡海 東北限大高山 外即毛人云 ※咸亨元年(六七〇)・天智九年 高句麗滅亡・六六八年</p>	<p>次 持統天皇</p>					

4 三正

「三正」について、インターネット百科事典ウィキペディアに簡略に解説されていたので、これを掲載する。

三正とは、中国戦国時代に唱えられた年始をどこに置くかについての3種類の考え方、夏正・殷正・周正を総称したものである。夏王朝・殷王朝・周王朝における暦（夏暦・殷暦・周暦）で用いられていたと主張され、それぞれ建寅・建丑・建子の月を正月とし、その朔日を年始とした。

建寅・建丑・建子とは、月建と呼ばれるもので12ヶ月に十二支を配当したものであり、冬至を含む月を建子の月とした。

このうち戦国各国が主として採用したのは夏正であり、これは夏・殷・周と王朝交替してきた歴史から周の後を継いでいる王朝は自国であるという正統性を示すためである。

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/三正>)

現在、夏正を用いているが、中国では例外的に「殷正、周正」を用いた時期がある。その状況は表9「『殷正、周正』施行状況」のとおりである。

表8 月建表

月建	建子月	建丑月	建寅月	建卯月	建辰月	建巳月	建午月	建未月	建申月	建酉月	建戌月	建亥月
夏暦	十一月	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
殷暦	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
周暦	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月

表9 「殷正、周正」施行状況

唐	周	魏	新	國名
肅宗	則天武后	明帝	王莽	皇帝
周正	周正	殷正	殷正	三正
七六一年	六八九〜七〇〇年	二三七〜二三九年	九〜二三年	施行期間
表9・4	表9・3	表9・2	表9・1	詳細
				備考

表9・1 殷正①（新・王莽）

国号等	夏正		夏正		夏正		夏正		西曆 (夏正による)	月 数(夏正による)
年号	年数	西曆 (夏正による)								
国号不明 (更始帝)	夏正		夏正		夏正		夏正		建亥月	殷正
後漢 (光武帝)	建武 元年	更始 二年	更始 三年	地皇 四年	建国 元年	初始 元年	居撰 三年	建子月		
	二五	二四	二三	二二	九	八		十月	建丑月	
				正月				十一月	建寅月	
			(更始即位)	二月	(王莽即位)	正月		十二月	建卯月	
		正月	正月	二月	二月			正月	建辰月	
		二月	二月	三月	三月			二月	建巳月	
		三月	三月	四月	四月			三月	建午月	
	(光武即位)	四月	四月	五月	五月			四月	建未月	
	六月	五月	五月	六月	六月			五月	建申月	
	七月	六月	六月	七月	七月			六月	建酉月	
	八月	七月	七月	八月	八月			七月	建戌月	
	九月	八月	八月	九月	九月			八月	建亥月	
	十月	九月	九月	十月	十月			九月	建子月	
	十一月	十月	十月	(王莽死)	十一月			十月	建丑月	
	十二月	(更始降伏)	十一月		十二月			十一月	建寅月	
			十二月					十二月		

① 始期(王莽即位)

・『漢書』…(居撰三年) 十一月戊辰, 莽至高廟拜受金匱神璽。……

下書曰「……定有天下之號曰『新』。其改正朔, 易服色, 變犧牲, 殊徽幟, 異器制。以十二月朔癸酉為建國元年正月之朔……」

(『漢書』王莽伝・中)

② 終期(王莽の死)

・『漢書』…(地皇四年) 十月戊申朔, 三日庚戌…… 商人杜吳殺莽, 取其綬。校尉東海公竇就……, 斬莽首。……

(『漢書』王莽伝・下)  
(『後漢書』劉玄伝)

表9・2 殷正②（魏・明帝）

国号等		三正		年号		年数		西曆 (夏正による)		月数 (夏正による)
—		夏正		—		—		—		
(齊王) 廢帝		殷正		景初		元年		二二六		
夏正		夏正		青龍		五年		二二七		
正始		—		—		—		—		
元年		三年		二年		元年		二二八		
二四〇		二二九		二二七		二二六		二二五		
										十月
										十一月
										十二月
										正月
										二月
										三月
										四月
										五月
										六月
										七月
										八月
										九月
										十月
										十一月
										十二月
										後十二月

① 始期：魏（明帝）

・『三國志』魏書：景初元年春正月壬辰 山在且言黄龙见 在音仕裡反。於是司奏 以為魏得地统 宜以建丑之月為正 三月，定曆改年為孟夏四月

② 終期：魏（廢帝齊王）

・『三國志』魏書：（景初三年）十二月 詔曰「烈祖明皇帝以正月棄背天下 臣子永惟忌日之哀 其復様用正 雖違先帝通三统之義 斯亦禮制所由變改也 又夏正於數為得天正

其以建寅之月為正始元年正月 以建丑之月為後十二月」

（『三國志』魏書 三小帝紀第四）

表9・3 周正①（周・則天皇后）

夏正		周正			夏正		夏正		国号等
大足元年	久視元年	天授元年	載初元年	永昌元年	—	—	—	—	三正
七〇一	七〇〇	六九〇	六八九	六八九	(夏正による)			西暦	
				十月	十月	建亥月	月数（夏正による）		
			正月		十一月	建子月			
			臘月		十二月	建丑月			
正月	一月	一月			正月	建寅月			
二月	二月	二月			二月	建卯月			
三月	三月	三月			三月	建辰月			
四月	四月	四月			四月	建巳月			
五月	五月	五月			五月	建午月			
六月	六月	六月			六月	建未月			
七月	七月	七月			七月	建申月			
八月	八月	八月			八月	建酉月			
九月	九月	九月			九月	建戌月			
十月	十月	十月			十月	建亥月			
十一月	十一月	十一月			十一月	建子月			
十二月	十二月	十二月			十二月	建丑月			

① 始期：『旧唐書』載初元年春正月 神皇親享明堂 大赦天下 依周制建子月為正月 改永昌元年十一月為載初元年正月 十二月為臘月 改舊正月為一月 大酺三日  
 『新唐書』天授元年正月庚辰大赦 改元曰載初 以十一月為正月 十二月為臘月 來歲正月為一月  
 以周漢之後為一王後 封舜禹湯之裔為三恪 周隋同列國 封其嗣

② 終期：『旧唐書』久視元年冬十月甲寅 復舊正朔 改一月為正月 仍以為歲首 正月依舊為十一月 大赦天下  
 『新唐書』久視元年十月甲寅 復唐正月 大赦

（『旧唐書』本紀第六 則天皇后）  
 （『新唐書』本紀第四 則天皇后）

表9・4 周正②（唐・肅帝）

唐（肅宗）			夏正		西曆（夏正による）		月数（夏正による）
夏正	周正	夏正	夏正	西曆	西曆		
寶應元年	稱元年	上元二年	上元二年	761	762	十月	建亥月
						十月	建子月
						十一月	建丑月
						十二月	建寅月
						正月	建卯月
						二月	建辰月
						三月	建巳月
						四月	建午月
						五月	建未月
						六月	建申月
						七月	建酉月
						八月	建戌月
						九月	建亥月
						十月	建子月
						十一月	建丑月
						十二月	建寅月

① 始期…  
 ・『旧唐書』…（上元二年）九月壬午朔壬寅制「……自今已後朕號唯稱皇帝其年號但稱元年去上元之號……」  
 ・『新唐書』…（上元二年）九月壬寅大赦去「乾元大聖光天文武孝感」號去「上元」號稱元年以十一月為歲首月以斗所建辰為名  
 （『旧唐書』本紀第十 肅宗）  
 （『旧唐書』本紀第六 肅宗代宗）

② 終期…  
 ・『旧唐書』…（稱元年建巳月）乙丑詔皇太子監國  
 又曰「上天降寶獻自楚州因以體元葉乎五紀其元年宜改為寶應建巳月為四月餘月並依常數仍依舊以正月一日為歲首」  
 ・『新唐書』…（稱元年建巳月）乙丑皇太子監國大赦改元年為寶應元年復以正月為歲首建巳月為四月  
 （『旧唐書』本紀第十 肅宗）  
 （『旧唐書』本紀第六 肅宗代宗）

### III 参考事項

#### 1 三国志・魏書（倭人条）の周辺国の国名

##### (1) 「奴」は「大」

『三国志』魏書（倭人）で斯馬國を始め二十国のうち、「奴」の記述がある国名について、「奴」を「大」と理解すべであると、黄當時が述べている。

その論考は、金印「漢委奴国王印」の読方で述べており、その論拠は次のとおりである。

奴は、*nu* という音声情報を最も正確に伝達する文字として、当時の中国側（そして後の日本語）の聴取・記録担当者には最高の選択肢だった、と考えてよい。しかしながら、後置修飾語が用いられなくなると、人々は、奴（*nu*）の意味（大きい）用法（後置修飾語）が理解できず、奴を字面（漢字の表意文字）のみで判断し、卑字ではないか、卑しめの意味があるのではないかと誤解してしまった。

（『悲劇の好字』三六頁）

当時の倭人は、「大委」を「委大」と発音したのを、中国側が「委奴」と発音通り記述したものである。

この用例としては、『法華經義疏』第一巻題字の下二行に、**此是大委国上宮王私集非海彼本**がある。

なお、黄當時の論点として、

①言葉の表現として、「前置修飾語」と「後置修飾語」がある。その用例は各国にでも使われており、その用例は表10「前置修飾語・後置修飾語用例」のとおりである。

表10 前置修飾語・後置修飾語用例

区分	前置修飾語	後置修飾語
現代	株式会社〇〇	〇〇株式会社
中国語	公鷄、母鷄（※共通語）	鷄公、鷄母（※南方方言）
古事記	日子八井命、日子刺肩別命	八井彦命、刺肩別彦命
日本書紀	彦火火出見	火火出見彦
フランス語	Mont Blanc（※モンブラン）	white mountains（※英語）
タヒチ語（ポリネシア諸語）	航空 タヒチ 大 Air Tahiti Nui（※飛行機に記述）	大 タヒチ 航空 Nui Tahiti Air

② 奴 (*nu*) は、古代ポリネシア語が古代日本語に用いられていた。

カヌーは、一般的にはハワイ語で「ワア、WAA」と呼ばれます（ハワイ語よりも古い時期に原ポリネシア語から分かれて変化したとされるサモア語では「ヴァ、VAA」、ハワイ語よりも新しい時期に原ポリネシア語から分かれたが、その後変化が停止したと考えられるマオリ語では「ワカ、WAKA」）。しかし、カヌーをその種類によって区別する場合には、それぞれ呼び方が異なりま

す。

ハワイ語で、一つのアウトリガーをもったカヌーを「カウカヒ」、KAUKAHIIと呼び、双胴のカタマラン型のカヌーを「カウルア、KAULUA」(マオリ語では、タウルア、TAURUA)と呼びます。ハワイ語の「カヒ、KAHI」は「一つの意味」、「ルア、LUA」は「二つ」の意味、「カウ、KAU」は「そこに在る、組み込まれている、停泊している」といった意味で、マオリ語のこれに相当する「タウ、TAU」の語には、「キチンとしている、美しい、恋人」といった意味が含まれていることからしますと、この語には「しっかりと作られた・可愛いやつ」といった語感があるのかも知れません。

これらのことからしますと、『古事記』等に出てくる「からの」または「からぬ」、「かるの」は、ハワイ語の

「カウ・ラ・ヌイ」

KAU-LA-NUI(kau = to place; to set; rest = canoe; la = sail; nui = large)、「

大きな・帆をもつ・カヌー」

「カウルア・ヌイ」

KAULUA-NUI(kaulua = double canoe; nui = large)、「大きな・双胴のカヌー」

の意味と解することが出来ます。

また、「かのう」は、ハワイ語の

「カウ・ヌイ」

KAU-NUI(kau = to place; to set; rest = canoe; nui = large)、「大きな・カヌー」

の意味と解することが出来ます。

以上のように、記紀に出てくる言葉で日本語では合理的に解釈できない言葉が、ポリネシア語によって合理的に、実に正確に解釈することができるのです。  
(『悲劇の好字』一七・十八頁)

これらから、「奴」を「大」と解すれば、三国志・魏書の邪馬壹国の周辺の国は表11「奴の訂正国名一覧」に解することが出来る。

また、「鬼」とつく国名は、不自然と思えるので、古代ポリネシア語から

解釈できれば、より正しい国名が判明できるであろう。

表11 奴の訂正国名一覧

三国志	訂正国名	三国志	訂正国名	三国志	訂正国名
不呼國		姐奴國	大姐國	對蘇國	
蘇奴國	大蘇國	呼邑國		華奴蘇奴國	大華大蘇國
鬼國		爲吾國		鬼奴國	大鬼國
邪馬國		躬臣國		巴利國	
支惟國		烏奴國	大烏國	奴國	大國

※黄當時『悲劇の好字 金印「漢委奴国王」の読み方と意味』

(不知火書房、二〇一三年六月)

## 2 倭の五王

### (1) 系譜

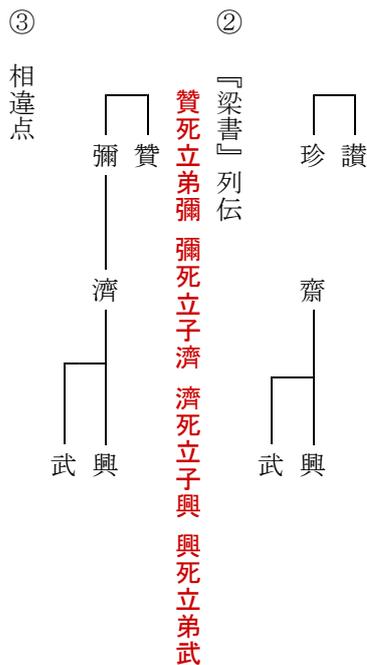
① 『宋書』帝紀・列伝

贊死立弟珍 濟死立子興 興死立弟武

史書	王名	系譜	備考
宋書	讚	珍と済の関係は不明	
梁書	贊 彌	彌と済の関係は親子	

表12 『宋書』・『梁書』の倭国王の相違点

『宋書』と『梁書』の相違点は。表12 『宋書』・『梁書』の倭国王の相違点のとおりである。通説では、『宋書』説を正しいとしている。



(2) 中国から除正された官職及び遣使派遣状況

- ① 表13 「倭の五王における中国年表」のとおりである。
- ② 『日本書紀』において、雄略天皇は雄略二三年（四七九年）八月に崩じ、翌年清寧天皇は即位した。
- 梁は、天監元年（五〇二年）に武を征討將軍に進めたと記述されているが、武列天皇の時代である。
- 故に、梁は雄略がなくなっていたことを知らずに征討將軍にしたか、または、武と雄略天皇が別人かの何れかである。

(3) 倭王武以降の中国遣使状況

- ① 南済と東夷との通交状況
- ・ 宋・順帝は、蕭道成によって擁立され、名目上は皇帝ではあったが、実権は齊王・相国となった蕭道成に握られていた。このような状況で、昇明二年（四七九年）武は上表して六国諸軍事 安東大將軍とされたのである。
  - ・ 翌年（建元元年）四月、蕭道成は順帝から禅讓されて皇帝に即位し、済（南済）を建国した。皇帝（蕭道成、高帝）は
- 詔曰：……可大赦天下 改昇明三年爲建元元年（四七九年） 賜民爵二級 文武進位二等……」**（『南齊書』本紀第二 高帝下）
- と文・武臣を二階級進めて懐柔をはかった。そして周辺の国々についても一階級進められたと思われる。東夷での状況は
- 高麗… **太祖建元元年 進號驃騎大將軍**  
 倭国… **建元元年 進新除 使持節・都督・倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓 六國諸軍事 安東大將軍 倭王武 號爲鎮東大將軍**
- （『南齊書』列傳第三九 蠻 東南夷）
- 百濟… 建元元年当時の紀述については、原文（高麗國後半から百濟国の前半）が阙けているので不明である。
- ・ その後の通交は
- 高麗…（建武） **三年（四九六年） 遣使貢獻**  
 百濟… **建武二年（四九五年）、牟大遣使上表曰：……」**
- （『南齊書』列傳第三九 蠻 東南夷）
- と記述されているが、倭国は遣使した記事（帝紀、列伝）はない。
- ② 梁と東夷との通交状況
- ・ 梁・武帝（蕭衍、済初代皇帝と同族）は、済・和帝から禅讓を受けて、天監元年四月皇帝に即位すると共に梁を建国した。そして武帝は
- 詔曰：…… 可大赦天下 改齊中興二年爲天監元年 賜民爵二級 文武加**

位二等……

と、建国により文・武臣を昇格させている。そして、東夷の国々に対しても、昇格させている。

(天監元年四月) **戊辰** **車騎將軍** **高句驪王高雲** **進號** **車騎大將軍**

**鎮東大將軍** **百濟王餘大** **進號** **征東大將軍**

**安西將軍** **宕昌王梁彌** **進號** **鎮西將軍**

**鎮東大將軍** **倭王武** **進號** **征東大將軍**

〔梁書〕本紀第二武帝中)

軍 開府儀同三司

(天監十一年三月) **高麗國** **遣使獻方物** 他

百濟国…(天監十一年四月) **百濟・扶南・林邑國** **並遣使獻方物**

〔梁書〕本紀第二武帝中)

等、高麗国は八回、百濟国は五回遣使獻方物(帝紀)を行っているが、倭国は遣使(帝紀、列伝)した記事はない。

③ 前①②により倭国(武)は昇明二年(四七八年)に遣使してから、南済・梁及び多利思北孤が隋・文帝の開皇二〇年(六〇〇年)に遣使するまで、約一二〇年間の通交空白であると思われる。

・その後の通交は

高麗国…(天監七年二月) **乙亥** **以車騎大將軍高麗王高雲** **爲撫東大將**

表13 倭の五王における中国年表

西曆		和曆		中国曆		書	
年号	年数	年号	年数	年号	年数	名	記事
四三〇	庚午	四二二	辛酉	四一三	癸丑	允恭	二
四五	乙丑	四二二	辛酉	四一三	癸丑	允恭	二
十九	十四	十	元嘉	永初	義熙	二	九
七	二	二	元嘉	永初	義熙	二	九
書		書		書		書	
帝紀		帝紀		帝紀		帝紀	
聖	遺使獻方物	晉	僭	獻方物	名	記事	官職
珍	珍	讚	讚	可賜除授	名	記事	官職
珍	讚死弟珍立	讚	讚	奉表獻方物	名	記事	官職
除	安東將軍	除	安東將軍	除	安東將軍	除	安東將軍
書		書		書		書	
帝紀		帝紀		帝紀		帝紀	
倭	遺使朝貢	倭	遺使朝貢	倭	遺使朝貢	倭	遺使朝貢
珍	珍	讚	讚	可賜除授	名	記事	官職
珍	讚死弟珍立	讚	讚	奉表獻方物	名	記事	官職
除	安東將軍	除	安東將軍	除	安東將軍	除	安東將軍

※史書の略号… 晋⇨晋書、宋⇨宋書、齊⇨南齊書、梁⇨梁書、隋⇨隋書、南⇨南史、北⇨北史  
六国諸軍事⇨持節都督 倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事

六〇〇	庚申	推古	八	開皇	二十	隋	九十八年間空白										
							五〇二	四七九	四七八	四七七	四六二	四六〇		四五二	四四三	四三八	
							壬午	己未	戊午	丁巳	壬寅	庚子		辛卯	癸未	戊寅	
							武烈	雄略									
							四	二三	二二	二二	六	四		四〇	三二	二七	
							天監	建元	昇明		大明						
							元	元	二	元	六	四		二八	二十	十五	
							梁	濟	宋								
							武		武	僭	興	僭		濟	僭	僭 珍	
									遣使獻方物	遣使獻方物		遣使獻方物			遣使獻方物	遣使獻方物	
							進 征東將軍*		爲 安東大將軍		爲 安東將軍			進 安東大將軍		爲 安東將軍	
							武	武	武		武 興			興 濟死世子興	濟	濟	
								進 六国諸軍事			興死弟武立		遣使貢獻	遣使奉獻	遣使奉獻		
							進 征東將軍*	爲 鎮東大將軍	爲 安東大將軍		授 安東將軍			授 安東將軍	爲 安東將軍		
							北	南									
							武		武		興	僭		濟	僭	僭	
												遣使朝貢			遣使朝貢	遣使朝貢	
							進 征東將軍*		爲 安東大將軍		爲 安東將軍			爲 安東大將軍			
							武	武	武		武		興 濟死世子興	興 濟死世子興	濟		
								除 六国諸軍事	除 六国諸軍事		興死弟武立		遣使奉獻	遣使奉獻	遣使奉獻		
							進 征東大將軍	除 鎮東大將軍	除 安東大將軍					如 安東將軍	爲 安東將軍		

※一、二…中華書局本は『南史』列伝により「征討將軍」を「征討大將軍」に校訂

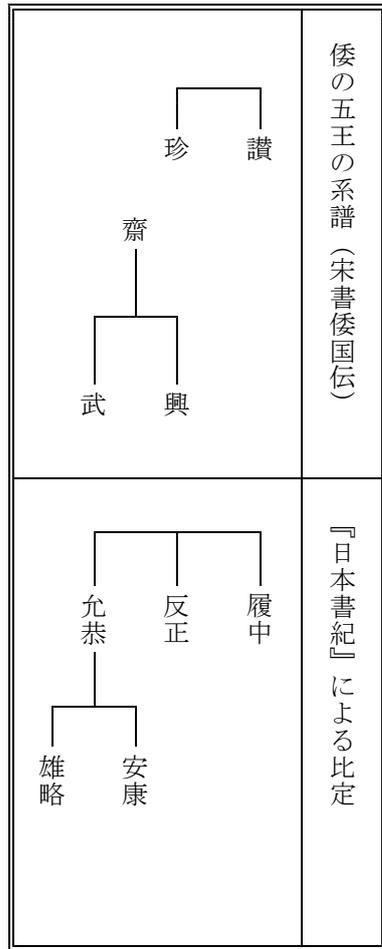
(4) 『倭の五王』と『日本書紀』天皇の比定

『宋書』に記述してある倭国の五人の王、「讚、珍、済、興、武」について、『日本書紀』の天皇との比定に関しては諸説あるが、代表的な説を掲載する。

① 通説

表14 『日本書紀』による比定系譜」により、『宋書』倭国伝の系譜を、『日本書紀』の履中天皇から雄略天皇まで比定している。

表14 『日本書紀』による比定系譜



② 古田武彦説

倭の五王は近畿天皇家ではなく、九州王朝の王としている。  
 ・通説の根拠は、表15「倭の五王に比定する理由一覧」のとおりし、これに対する古田武彦の見解は次のとおりである。

- これらについて、まずわたしの不審とするところを率直に記そう。
- (一) 天皇名の第一字をとったり、第二音をとったり、第三字をとったり、第五字をとったり、全体としてあまりにも、統一もルールもない。
  - (二) 「字」そのものをとったり、「音」をとったり、「点」の点にも一定するところがない。

表15 倭の五王に比定する理由一覧

王	讚		珍	済	興	武
	仁徳	履中				
天皇	大鷦鷯	去來穗別	瑞齒別	雄朝津間稚子	穴穂	大泊瀬幼武
理由	第二音「サ」を「讚」と表記した。		第一字「瑞」を中国側が間違えて「珍」と書いてしまった。	第三、四音の「津間」は「妻」であり、この音「サイ」が「済」と記せられた。	穴穂がまちがえられて「興」と記せられた。	「穂」を「興」(ホン)とあやまった
	第三、四音の「サ」(または「ササ」)を「讚」と表記した。		と書いてしまった。	第三字「津」を中国側でまちがえて「済」とかいてしまった。		第五字の「武」をとった。
比定者	吉田東伍	松下見林	松下見林	志水正司	松下見林	松下見林

- (三) 右のように恣意的な手法を一種類も駆使してもなお足りず、「瑞↓珍」「津↓済」といった誤写説へと走っている。「」のように乱暴な手法が許されるなら、「イ」(にんべん)や「キ」(てへん)といった「偏」さえ共通していれば、いくらでも原文を書き変えられることとなろう。安易きあまる「原

(『失われた九州王朝』三九四頁)

文改定」である。

〔失われた九州王朝〕 凸頁

また、通説が比定した前提としては次のようであると述べている。

一、倭国側は、『記』『紀』にあるように、和名を表音表記したもので書いていった(あるいは口で述べた)。

二、中国側は、このような長い漢字(あるいは口で述べた長い名前)の連なりをもって、人名にふさわしからず、と見なし、これを中国風の字名に書き直した。

三、その際、倭国側の書いてきた(あるいは口で述べた)「長たらしい名前」の中の一字を切り取る、という方法をとった。

四、その際、中国側はあやまって文字を書き違えたり、同意味の別字に書き変えたりした(文字の書き違えは、『宋書』の写本、版本段階の誤写とみなす学者もある)。

以上が倭の五王を天皇群に比定する場合、「暗黙の前提」となっている命題だ。

〔失われた九州王朝〕 三三・三三頁

※古田武彦論考

『失われた九州王朝』(復刻版、ミネルヴァ書房、二〇一〇年二月)

③ 倭の五王は近畿天皇家の王ではない微証

近畿天皇家では、「倭の五王」は九州王朝の王であると認識していたとの微証を知ったので紹介する。笠井倭人著『研究史 倭の五王』(吉川弘文館、志養和四八年一月)の「奈良時代の漢籍」次のように述べている。

それでは、奈良時代においてはどのような中国書籍の存在を確認することができるであろうか。この時代においては、『日本国見在書目録』のような便利な書物が残されていないので、『続日本紀』『正倉院文書』『令義解』といった、その時代の史料から克明に書物名を拾うよりほかはないが、中国の正史に関していうならば、『続日本紀』の称徳天皇神護景雲三年(英九)十月の条に記されている次のような記述は有益である。

大宰府言ス。此府ハ人物殿繁ニシテ天下之 都会也。子弟之徒、学

者稍ク衆シ。而モ府庫但タタ五経ヲ蓄ヘテ未ダ三史ノ正本有ラズ。涉獵之人、其ノ道広カラズ。伏シテ乞フ。列代ノ諸史、各一本ヲ給ヘ。管内ニ伝習セシメテ、以テ学業ヲ興サント。

詔イテ史記・漢書・後漢書・三国志・晋書各一部ヲ賜フ。(原漢文)

要請に応じて大宰府に与えられた『史記』以下の中国の正史が、その当時、朝廷において保持されていたことは、この『続日本紀』の記事によって明らかであるが、『日本国見在書目録』に見えている『宋書』の名は、ここに見当らない。否それのみか、『晋書』を除き、五王研究の根本史籍である『宋書』・『梁書』・『南史』などの書名は、奈良時代の史料の中にあつて、まったく姿を現わしてこないのである。

〔研究史 倭の五王〕 三頁

つまり、『宋書』・『梁書』・『南史』を一読すれば、この史書に記述されている王は天皇家以外の王であると判明するので、禁書扱いにしていたのではないかと思われる。

### 3 『梁書』における文身國等の所在地

#### (1) 国々の位置

① 倭 … 去帯方萬二千余里、大抵在会稽東

(※次の国を紀述している。朱儒国、黒齒国、裸国、海人)

② 文身国…在倭国 東北七千余里

③ 大漢国…在文身国 東五千余里

④ 扶桑国…大漢国 東二萬余里 地在 中国東

⑤ 女国 … 扶桑 東千餘里 有女國

なお、扶桑国・女国は、扶桑國の沙門慧深が述べた国々である。これらから、通説では

帯方郡(旧中国領) ↓ 萬二千余里 ↓ 倭国 ↓ 東北七千余里 ↓ 文身国 ↓ 東五千余里 ↓ 大漢国 ↓ 東二萬余里 ↓ 扶桑國 ↓ 東千余里 ↓ 女國 と理解している。

これらの里数を現行距離を長里で換算すると、倭は「四八〇〇余km」となり、東夷の範疇を超えてしまうと思われる。

(2) 大漢国の「大」

① 中国史書で、「大」と記述されている国々を抽出し、長里・短里で換算すると表16「大」国名距離一覧のとおりである。  
これらの国々は、中国から一万里以上離れている。

表16 「大」国名距離一覧

国名	史書	地域	記	事
大月氏国	後漢書	西域	大月氏国 居藍氏城 西接安息 四十九日行 東去長史所居六千五百三十七里 (六五四八km)	去洛陽萬六千三百七十里 (一八七五九km)
大秦國	後漢書	西域伝	大秦國 一名犁鞞 以在海西 亦云海西国	大秦國 一名犁鞞 在西海之西 其地東西南北各數千里
大宛國	後漢書	西域	大宛國 一名黎軒 都安都城 從條支西渡海曲一萬里 去代三萬九千四百里 (一五七六〇km)	大宛西去洛陽萬三千三百五十里 (一三四〇km) 南至大月氏 北接康居 大小七十餘城

大漢國	大食國	大勃律
梁書 諸異 (東夷)	旧唐書 西戎	新唐書 西域
大漢國 在文身國東五千餘里 (二〇〇〇余km) (※文身國 在倭國東北七千餘里)	大食國 本在波斯之西 (※波斯國 在京師西一萬五千三百里 (六一二〇km、一〇七一km) 東與吐火羅 康國接 北鄰突厥之可薩部 西北拒拂菻 正西及南俱臨大海)	大勃律 或曰布露 直吐蕃西 與小勃律接 西鄰北天竺 烏菴 (※小勃律 去京師九千裏而羸 東少南三千裏距吐蕃贊普牙 東八百裏屬烏菴 東南三百裏大勃律 南五百裏 個失蜜 北五百裏當護密之娑勒城)

② 『大漢和辞典』で「大」の意味を確認すると

18 とほい。「詩、魯頌、闕宮、遂荒」大東、箋「大東、極東也。」「疏」大者 廣遠之名。 (『大漢和辞典』卷三、三六八頁)

とあり、遠い〇〇国との意味と解される。すなわち、「大漢国」は、「遙か彼方の漢国」との意味と思われる。

#### 4 扶桑國の所在地

扶桑國の所在地には、二説（いき一郎説、中小路俊逸説）あり、その内容は次のとおりである。

##### (1) いき一郎説

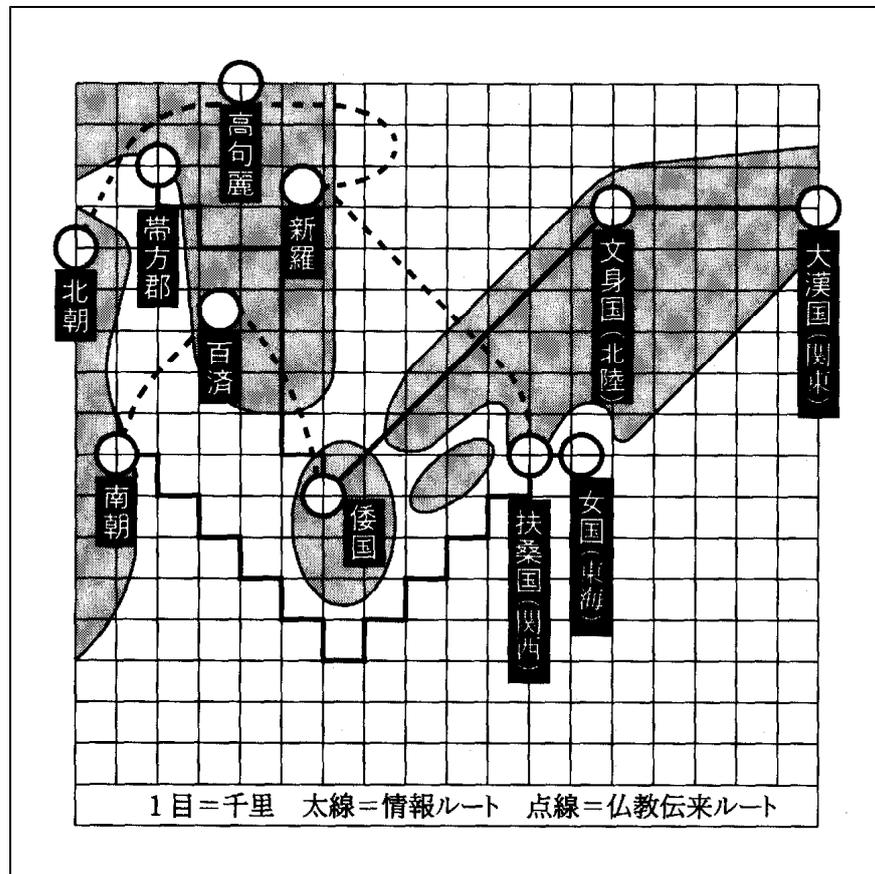
表17 里数換算表

国名	記事	一里・四〇〇m (長里説)	一里・七〇m (短里説)	いき一郎説
倭国	萬二千余里	四八〇〇余km	八四〇余km	
文身国	東北七千餘里	二八〇〇余km	五〇〇余km	北陸
大漢国	東五千餘里	二〇〇〇km	三五〇km	関東
扶桑国	東二萬餘里	八〇〇〇余km	一四〇〇余km	関西
女国	東千餘里	四〇〇余km	七〇余km	東海

①いき一郎は、『梁書』で沙門慧深が述べた内容は、次のように解釈している。

- ・ 帶方郡（旧中国領）↓ 萬二千余里 ↓ 倭国 ↓ 東北七千余里 ↓ 文身国
- ↓ 東五千余里 ↓ 大漢国
- ・ 中国南朝（齊）↓ 東二萬余里（地在 中国東） ↓ 扶桑国 ↓ 東千餘里
- ↓ 女国
- （計二万四千余里）
- （計二万一千余里）

図1 いき一郎説による扶桑國等の位置図



※いき一郎『中国正史の倭国九州説 扶桑國は関西にあった』

（葦書房 一九九五年八月）参照

『扶桑國は関西にあった』一四二頁

(2) 中小路俊逸説

中小路俊逸は、唐時代の漢詩に「扶桑外、扶桑東等」の語句が記述されており、漢詩から推定して扶桑は九州としている。  
『全唐詩』に「扶桑」を記述した漢詩は表18・1『全唐詩』における「扶桑」記述状況のとおりある。

表18・1 『全唐詩』における「扶桑」記述状況

番号	巻	扶桑関係語句	詩題	作者	中華書局版
6	八三六	扶桑枝西	新羅納僧	貫休	分冊 廿三 頁 九四一八
5	六九五	扶桑東更東	送日本国還敬竜帰	韋莊	廿 七九九六
4	四七四	扶桑更有東	送日本使還	徐凝	十四 五三七四
3	一五〇	扶桑東	同崔載華贈日本聘使	劉長卿	五 一五五八
2	一二七	扶桑外	送祕書晁監還日本國	王維	四 一二八八
1	六五二	扶桑樹底	送僧帰日本	方干	十九 七四九五

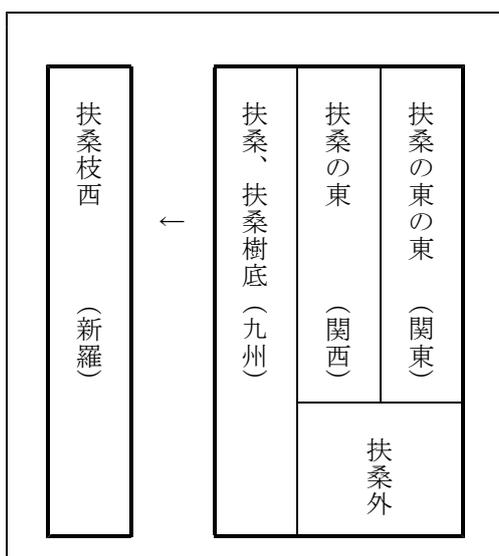
一一 『全唐詩』…清・康熙帝の勅命により、彭定求らが編纂した。  
唐詩のすべてを収載した奉勅撰漢詩集。九〇〇巻。  
目録十二巻、補遺六巻、詞十二巻。

表18・2 『全唐詩』明細

番号	全唐詩
1	送僧帰日本 四極雖去共二儀 晦明前後即難知 西方尚在星辰下 東城已過寅卯時 大海浪中分國界 扶桑樹底是天涯 滿帆若有帰風便 到岸猶須隔歲期
2	送祕書晁監還日本國并序 積水不可極 安知滄海東 九州何處遠 萬里若乘空 向國惟看日 歸帆但信風 鰲身映天黑 魚眼射波紅 郷樹扶桑外 主人孤島中 別離方異域 音信若爲通
3	同崔載華贈日本聘使 憐君異域朝周遠 積水連天何處通 遙指來從初日外 始知更有扶桑東
4	送日本使還 絶国將無外 扶桑更有東 來朝逢聖日 帰去及秋風 夜泛潮迴際 晨征蒼奔中 鯨波水府騰 蜃氣壯仙宮 天眷何期遠 王文久來同 相望杳不見 離恨托飛鴻
5	送日本国僧敬竜帰 扶桑已在渺茫中 家在扶桑東更東 此去與師誰共到 一船明月一帆風
6	送新羅納僧 扶桑枝西真氣奇 古人呼爲獅子兒 六環金錫輕擺撼 萬仞雪嶠空參差 枕上已無郷國夢 囊中猶挈石頭碑 多慚不便随高歩 正是風清無事時

これらから、中小路俊逸は扶桑の關係を图示すると、図2のようであると  
している。また、漢詩の明細は表18・2『全唐詩』明細』のとおりである。

図2 中小路俊逸説による扶桑の位置模式図



※中小路俊逸論考

- ・唐詩の日本古代史像 (『日本文学の構図―和歌と海と宮殿と―』桜楓社、昭和五八年六月)
- ・「扶桑」と海、および「扶桑国」(『研究紀要(人文科学編)』一七輯、大阪大学医療技術短期大学部、昭和六〇年十二月)
- ・王維が安陪仲麻呂に贈った詩にあらわれる「九州」、「扶桑」および「孤島」の意味について (『追手門学院大学文学部紀要』三九号、二〇〇三年十二月)

(3) 『明史』における扶桑について

『明史』(列傳第二一〇 外國三)の日本伝に  
(洪武)三年(一一七〇)三月……

秩以書抵良懷 良懷延秩入諭以中國威德 而詔書有責其不臣語 良懷曰  
「吾國雖處扶桑東 未嘗不慕中國……」  
と、良懷(※良懷が正しい名前。)は「我国は扶桑の東」と述べている。  
懷良は南朝・後醍醐天皇の皇子懷良親王で、征西將軍に任命され、九  
州で活躍した。  
すなわち、室町時代初期において、近畿天皇家は近畿を「扶桑の東」  
と述べていることから、近畿から西の地域(九州等)が扶桑となる。  
扶桑国が九州であれば、中国史書における倭国と扶桑国との整合がと  
れない。位置的には、吉備地方か？

(4) 考察

扶桑国としては、近畿、九州及び吉備地方が考え得るが、時代と共に扶  
桑の意味が変化したか？  
今後の検討課題である。

5 『隋書』倭国伝の冠位十二階

倭国伝の冠位十二階は、『日本書紀』推古紀の冠位十二階と一部異なる。  
その状況は表19「冠位十二階の順位」のとおりである。

表19 冠位十二階の順位

文獻	冠位十二階の順位	備考
隋書	1.徳、2.仁、3.義、4.禮、5.智、6.信	各々大小
日本書紀	1.徳、2.仁、4.禮、6.信、3.義、5.智	各々大小

異なる順位の理由は不明であるが、推古天皇は「徳の五常」の中の重要性から優先順位を変更したものと理解される。

なお、三善清行が、醍醐天皇に改元の必要を建議した上奏文である『革命勘文』に、『隋書』倭国伝の冠位十二階と同じ順位で記述されているが、その理由は不明である。

## 6 『隋書』倭国伝での裴世清の来倭

### (1) 『日本書紀』での記事

① 中国との通交については、『日本書紀』推古十六年条(隋・煬帝の時代)に記述されているが、原文は「唐、大唐」と記述されており、「年代」と「文章」が矛盾している。

② 通説は、年代を正しいとして、「唐、大唐」を「隋」に校訂している。  
③ 古田武彦は、文章が正しいとして、十二年遡らせて記述されているとしている。

※古田武彦論考

・『失われた九州王朝』(復刻版、ミネルヴァ書房、二〇一〇年二月)  
・『古代は輝いていた』III(復刻版、ミネルヴァ書房、二〇一四年七月)  
④ 筆者は、裴世清は二回日本に来てしていると推測している。

・ 第一回 隋・大業四年(推古十六年)  
・ 第二回 唐・武徳三年(推古二十八年)  
つまり、『日本書紀』では、推古二十八年の唐との通交を、推古十六年に倭国が行った隋との通交を併せて記述し、そして、倭国の行為を抹消したものと推測している。

⑤ 大業四年 三月壬戌条  
**百濟・倭・赤土・迦羅舍國 並 遣使貢方物**  
は、多利思北孤が隋に派遣したものである。即ち、煬帝が派遣した裴世

清とすれ違いである。

### (2) 裴世清の来日

① 第一回について

煬帝は高句麗遠征を考えており、遠征した場合の倭国の動向を知るため、無礼な國書を持参させた多利思北孤(倭国)へ裴世清を派遣したのである。当時の倭国は新羅・百濟から大国と見なされており、常に使者を往来させていると、隋は認識していた。

裴世清は、足かけ二年(四・五年)滞在して、六年正月に倭国使者と共に帰国した。

そして、倭国の実情を詳しく調査したところ、外征する意思がないことを知り、大業七年に高句麗遠征を宣言し、八年に遠征した。

なお、足かけ二年(四・五年)滞在中とする根拠の一例では『隋書』列伝

・ **每至正月一日 必射戲・飲酒。**

と、正月に見聞し、かつ、恒例であることを、宮廷で確認した文章である。

・ **王妻號雞彌 後宮有女六・七百人**

後宮には六・七百人の女官がいることを知るには、ある程度倭国の官人と親しくならなければ、情報を得られない。

そのほか、長期に滞在して知った事項としては、次の事項がある。

・ **内官有十二等**

一日大徳 次小徳 次大仁 次小仁 次大義 次小義

次大禮 次小禮 次大智 次小智 次大信 次小信

員無定數

・ **有軍尼一百二十人 猶中國牧宰 八十戶置一伊尼翼 如今里長也**

・ **十伊尼翼屬一軍尼**

・ **戸可十萬**

・ **有弓・矢・刀・槊・弩・積・斧・漆皮爲甲・骨爲矢鏃**

・雖有兵 無征戰  
・好棋博 握槊 擣蒲之戲

特に、直接見聞した事項としては、次の事項がある。

・其王朝會 必陳設儀仗 奏其國樂

・以小環掛鷺鷺項 令入水捕魚 日得百餘頭

・俗無盤俎藉以櫛葉 食用手哺之

・有阿蘇山 其石無故火起接天者 俗以爲異 因行禱祭 有如意寶珠

其色青 大如雞卵 夜則有光 云魚眼精也

② 第二回について

近畿天皇家から建国間近の唐に通交を求めて来たので、日本の状況を把握するため、以前日本に来ていた裴世清を派遣したものである。

③ 『隋書』倭国伝と推古十六年での歓迎状況が異なっている状況を

表20・1 『隋書』・『日本書紀』推古紀における中国使者比較表」のとおりに作成した。

また、十二年繰り上げられているのを修正したのを表20・2 「推古紀記事の年代修正表（十二年繰り上げ）」のとおりに作成した参照されたい。

表20・1

『隋書』・『日本書紀』推古紀における中国使者比較表

項目	『隋書』倭国伝	『日本書紀』推古紀
派遣時期	大業四年(六〇八年)	推古十六年(六〇八年)
裴世清の官職	秘書省の文林郎(従八位)	鴻臚寺典客署の掌客(正九品)
歓迎状況	<p><b>倭王遣</b> 小徳阿輩臺 從數百人設儀仗鳴鼓角來迎 後十日 又遣 大禮哥多毗 從二百餘騎郊勞</p>	<p>為<b>唐客</b> 更造新館於難波高麗館之上 六月壬寅朔丙辰 客等泊于難波津 是日 以飾船卅艘 迎客等于江口 安置新館 於是 以中臣宮地連烏摩呂・大河内直糠手・船史王平為掌客 秋八月辛丑朔癸卯 <b>唐客</b>入京 是日 遣飾騎七十五匹 而迎<b>唐客</b>於海石榴市術 額田部連比羅夫 以告礼辞焉</p>
唐使者と倭国王の接見状況	<p>【口頭】 大悦曰(※倭王) 「我聞海西有大隋 禮義之國 故遣朝貢 我夷人 僻在海隅 不聞禮義 是以稽留境内 不即相見 今故清道飾館 以待大使 冀聞大國惟新之化」 清答曰(※中国使者) 「皇帝德並二儀 澤流四海 以王慕化 故遣行人來此宣諭」</p>	<p>【国書】 其書曰(※皇帝↓推古天皇) 「皇帝問倭皇 使人長吏大礼蘇因高等 至具懷 朕欽承宝命 臨仰区宇 思弘德化 覃被含靈 愛育之情 無隔遐邇 知皇介居海表 撫寧民庶 境内安樂 風俗融和 深氣至誠 遠脩朝貢 丹款之美 朕有嘉焉 稍暄 比如常也 故遣鴻臚寺掌客裴世清等 稍宣往意 并送物如別」 其辞曰(※推古天皇↓皇帝) 「東天皇敬白西皇帝 使人鴻臚寺掌客裴世清等至 久憶方解 季秋薄冷 尊何如 想清念 此即如常 今遣大礼蘇因高・大礼乎那利等往 謹白不具」</p>
皇帝代位	<p>奉祖宗欽承景業 ……高祖文帝天明命 景業…大業 煬帝・二代(605~616) 大業三年條</p>	<p>朕欽承宝命 臨仰区宇 宝命…天の命令、大命 高祖・初代(618~626)</p>
歓迎従事者の官位	<p>小徳 阿輩臺 大禮 哥多毗</p>	<p>中臣宮地連 烏摩呂、大河内直 糠手 船史 王平、額田部連 比羅夫</p>

推古紀記事の年代修正表（十二年繰上げ）

※ ●…十二年繰上げされていた記事

西暦		日本		中国		国	
年数	干支	天皇	年	国	皇帝	年号	年
五九八	戊午	推古	六	隋	文帝	開皇	十八
五九九	己未		七				十九
六〇〇	庚申		八				廿
六〇一	辛酉		九				元
六〇五	乙丑		十三		煬帝	大業	元
六〇六	丙寅		十四				二
六〇七	丁卯		十五				三
六〇八	戊辰		十六				四
六〇九	己巳		十七				五
六一〇	庚午		十八				六
六一一	辛未		十九				七
六一二	壬申		廿				八
～							
<p>・文帝・高句麗遠征(第一次)</p>							
<p>・開皇二十年 <b>倭王</b> 姓阿每 字<b>多利思北孤</b> 號阿鞬羅彌 遣使詣闕</p>							
<p>・大業三年 其王<b>多利思北孤</b> 遣使朝貢</p>							
<p>・明年(大業四年) 上遣 文林郎裴清使 於<b>倭國</b></p> <p>・(百濟武王) 九年春三月 …… 隋文林郎裴清 奉使倭國 徑我國南路</p> <p>・大業四年 三月壬戌 百濟 <b>倭</b> 赤土 迦羅舍國並遣使 貢方物</p> <p>・其後 清遣人謂其王曰「朝命既達 請即戒途」 於是 設宴享以遣清 復令使者隨清來貢方物</p> <p>・六年春正月癸亥朔己丑 <b>倭國</b> 遣使貢方物</p> <p>・(大業七年) 二月壬午 詔曰「…… 高麗高元 虧失藩禮 將欲問罪 遼左 恢宣勝略 雖懷伐國 仍事省方 ……」 《隋書》 帝紀第三 煬帝上</p> <p>・煬帝・高句麗遠征(第二次)</p>							
<p>《隋書》 列伝東夷 倭国伝</p> <p>《三國史記》 百濟本記第五</p> <p>《隋書》 帝紀第三 煬帝上</p> <p>《隋書》 列伝東夷 倭国伝</p> <p>《隋書》 帝紀第三 煬帝上</p>							

西曆		日本		中国		国		記	事
年数	干支	天皇	年	皇帝	年号	年	年		
六一三	癸酉	推古	廿一	隋	煬帝	九	九	・煬帝・高句麗遠征(第三次)	
六一四	甲戌		廿二					・煬帝・高句麗遠征(第四次)	
六一五	乙亥		廿三						
六一六	丙子		廿四						
六一七	丁丑		廿五						
六一八	戊寅		廿六	唐	恭帝	元	十三	・儀寧二年 三月 上崩于溫室 時年五十 五月戊午 隋恭帝詔曰「……」……奉皇帝璽授于皇祖 甲子 高祖即皇帝位於大極殿……改隋儀寧二年爲唐武德元年 ○推古廿六年秋八月癸酉朔 高麗遣使貢方物 因以言 〔隋煬帝與卅萬衆攻我 返之爲我所破故 貢獻俘虜貞公・普通一人及鼓吹・弩拋石之類十物并土物駱駝一匹〕	〔隋書〕帝紀第四 煬帝下 〔旧唐書〕本紀第一 高祖 〔旧唐書〕本紀第一 高祖
六一九	己卯		廿七		儀寧	元	十二		
六二〇	庚辰		廿八		武德	元	十一		
							十		
							九		
							八		
							七		
							六		
							五		
							四		
							三		
							二		
							一		
							元		
							二		
							三		

記

事

元・武德二年  
九月 辛未 賊師李子通 據江都 僭稱天子 國號真  
●推古十五年  
秋七月戊申朔庚戌 大札小野臣妹子遺於大唐  
●推古十六年  
夏四月  
六月壬寅朔丙辰 是日 以飾船卅艘 迎客等于江口 安置新館  
客等泊于難波津  
於是 以中臣宮地連烏摩呂・大河内直糠手・船史王平 爲掌客  
小野臣妹子 至自大唐 々國号妹子臣曰蘇因高  
即大唐使人裴世清・下客十二人 從妹子臣 至於筑紫遣 難波吉士雄成 召大唐客裴世清等爲唐客 更造新館於難波高麗館之上

〔旧唐書〕本紀第一 高祖

〔隋書〕帝紀第四 煬帝下

〔旧唐書〕本紀第一 高祖

〔旧唐書〕本紀第一 高祖

※吳年号「明政」…子通入據江都 盡虜其衆 因僭即皇帝位 國稱吳 建元爲明政 (『旧唐書』列伝第六 李子通)

六二八	六二七	六二六	~	六二二	
戊子	丁亥	丙戌		辛巳	
卅六	卅五	卅四		廿九	
貞觀					
二	元	九		四	
○推古三十六年三月丁未朔癸丑 天皇崩之〔時年七十五〕即殯於南庭					
●推古廿三年 秋九月 犬上君御田歙・矢田部造 至自大唐					
●推古廿二年 六月丁卯朔己卯 遣天上君御田歙・矢田部造 <small>名</small> 於大唐					
●推古十七年 夏四月丁酉朔庚子 筑紫大宰奏上言 「百濟僧道欣・惠彌爲首 一十人 俗七十五人 泊于肥後國葦北津」 是時 遣難波吉士德摩呂・船史龍 以問之曰「何來也」 對曰「百濟王 命以遣於吳國 其國有亂不得入 更返於本郷 忽逢暴風 漂蕩海中 然有大幸而泊于聖帝之边境 以歎喜」 小野臣妹子等至自大唐 武德四年 九月 庚寅 会稽賊師 李子通 以其地來降 〔旧唐書〕本紀第一 高祖				● 秋八月辛丑朔癸卯 唐客入京 是日 遣飾騎七十五匹 而迎唐客於海石榴市術 額田部連比羅夫 以告禮辭焉 召唐客於朝廷 令奏使旨 時阿倍鳥臣・物部依網連抱 二人爲客之導者也 於是 大唐之國信物置於庭中「……」 時 阿倍臣出進 以受其書而進行 大伴嚙連 迎出承書 置於大門前机 上而奏之事畢而退焉 是時 皇子・諸王・諸臣 悉以金髻花著頭 亦衣服皆用錦・紫・繡・織 及五色綾羅 ● 九月辛未朔乙亥 丙辰 饗唐客等於朝 饗客等於難波大郡 辛巳 唐客裴世清罷婦 則復以小野妹子臣 爲大使 吉士雄成 爲小使 福利 爲通事 副于唐客而遣之 爰天皇聘唐帝 其辭曰「……」	

